

公民館等使用料の減免割合が 10月1日から改正されています

今回の改正は、地域間で生じている施設使用料の減免割合の不均衡を是正するとともに、行政改革に基づく町の収入(歳入)の増を図ることを目的としています。対象となる施設は町内の公民館(遠浅公民館、早来町民

町民センターで開催された改正についての説明会(7月24日)

センター、安平公民館、追分公民館)と早来研修センター研修室です。これらの施設を利用する場合は、利用申請書や減免申請書等を提出していただくことになります。使用料の減免を受けられる割合は管理規則で規定されており、9月5日発行の生涯学習だより『きらり』第56号でも詳しく説明しています。

問合せ 生涯学習課(☎25 2083)又は町民センター(☎22 3224)

利用団体及び利用条件	減免割合
町及び教育委員会が主催又は共催し、公益のため使用	全額減免(無料)
教育委員会が認める社会教育関係団体が使用	半額減免 (50%徴収)
その他の公共団体、社会福祉団体、産業経済団体、農協青年部、商工会青年部、労働団体が使用	
町内の少年団体、女性団体、民間保育所、高等学校、交通安全関係団体、自治会・町内会等が使用	全額減免(無料)
その他町長が特に必要と認めたとき	別に定める額

半額(50%)減免が適用となる団体のうち、公民館を定例的に使用し、かつ前年度又は前々年度の使用実績が12回を超える団体については、特例として使用料を無料としますが、暖房を使用する期間(11月～4月)は、実費相当額(=暖房料)を50%徴収(半額減免)します。ただし、平成19～20年度に限っては経過措置として、使用回数に関係なくこの特例(50%徴収(半額減免))が適用されます。

町では町民参加、町民と行政との協働によるまちづくりを目指して自治基本条例の制定に向けた取り組みを行っています。自治基本条例は、安平町のまちづくりや地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。言い換えれば「わたしたちのまちの憲法」とも言えるものです。この「まちの憲法」を多くの町民の皆さんの意見を反映させたものにするため、色々な方法で町民の皆さんの意見を一つでも多くこの条例に反映したいと考えていることから、その一つの方法として、合併後、初めての試みとして「まちづくりワークショップ会議」を9月13日、役場早来庁舎で開催しました。

町内両地区から5名の町民の皆さんと町職員も構成メンバーとして2名、合わせて7名の参加により第1回目のワークショップ会議を開催しました。当初予定していた人数には満たなかったのですが、ワークショップ開催の経緯等の説明に続いて、参加者の自己紹介後、今回のテーマ「まちづくりワークショップを考える」について考えていただき、新生安平町のまちづくりに関する思いや自治基本条例制定に関する考え方、今後のワークショップの運営方法な

第1回 まちづくり「ワークショップ」を終えて —町民の皆さんが考える「あびら」のまちづくり—

徐々に参加人数を増やしながら活動することになりました。第2回目の開催については10月上旬頃、追分地区において開催することになりました。で、参加者募集等の詳細については追って町民の皆さんにお知らせします。興味のある方はぜひ参加ください。

第1回目のワークショップを終えて、参加者の自主的な参加により両地区の町民の皆さんが一つのテーマに沿って意見交換をすることは新生安平町のまちづくりの新たな一歩であったと実感しました。

【問合せ】

総務課地方分権係

☎25 11

